

榛 監 第 0 8 6 0 0 1 号
令 和 6 年 3 月 2 6 日

榛東村議会議長	生 方 勇 二	}	様
榛 東 村 長	南 千 晴		

榛東村代表監査委員 石 坂 郁 夫

例月現金出納検査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第235条の2第1項の規定により行つた令和5年度令和6年2月分の検査結果に関する報告を同条第3項の規定により別添のとおり提出します。

別記様式第 7 号－ 2

一	般	会	計	} の例月現金出納検査
国	民	健	康	
保	険	特	別	
会	計			
後	期	高	齢	
者	医	療	特	
別	会	計		
介	護	保	険	
特	別	会	計	
学	校	給	食	
事	業	特	別	
会	計			
太	陽	光	発	
電	事	業	特	
別	会	計		

令和 6 年 2 月分

検 査 期 日	令和 6 年 3 月 2 1 日
検 査 場 所	本庁舎 2 階 2 0 1 会議室
検 査 員	石坂 郁夫 ・ 三俣 実
1 実施した検査手続 検査の対象となった各会計、基金及び会計管理者保管の現金等の現金の出納事務について、会計管理者から提出された資料と予算、現金、預貯金及び借入金 of 管理状況は適正であるかに主眼を置き、関係帳簿、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。 2 検査の結果 (1) 令和 6 年 2 月末日現在における収支月計表（兼現金出納簿）と例月出納検査表（歳入・歳出）に記載された金額は一致しており、計数上の誤りはないものと認められた。 (2) 予算は、各会計ともおおむね適切に執行されているものと認められた。 (3) 一般会計及び特別会計の歳入歳出について、別表 1 の抽出により証拠書類と例月出納検査表との照合をした結果、適切に執行されているものと認められた (4) 会計管理者保管金は、保管金出納簿の金額と一致し、出納は適正に行われているものと認められた。 (5) 検査期日（令和 6 年 2 月末日）現在の歳計現金等の残高を基金管理簿等と照合したところ、過誤のないことを確認した。	

令和 6 年 2 月分

検 査 期 日	令和 6 年 3 月 2 1 日
検 査 場 所	本庁舎 2 階 2 0 1 会議室
検 査 員	石坂 郁夫 ・ 三俣 実

- 1 実施した検査手続
検査の対象となった現金等の出納について、事業の管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金証書、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。
- 2 検査の結果
(1) 現金預金突合資料（令和 6 年 2 月末日現在）に記載されている金額と各金融機関の預貯金証書等を照合した結果、過誤のないことを確認した。
以下の結果は、当該誤り以外についての報告とする。
(2) 試算表と資金予算表に記載された金額は、関係帳簿の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。
(3) 予算（収益的収入支出、資本的収入支出、たな卸資産購入限度額）の執行は、適切に行われているものと認められた。
なお、執行状況は、次表のとおりである。

（単位：円・％）

区 分		予算現額	当月執行額	執行累計額	執行率
収益的	収 入	322, 222, 000	20, 716, 038	248, 797, 074	77. 21
	支 出	293, 459, 000	11, 407, 177	148, 680, 882	50. 66
資本的	収 入	279, 903, 000	0	153, 978, 000	55. 01
	支 出	425, 957, 000	8, 721, 741	399, 483, 487	93. 78
たな卸資産購入限度額		5, 001, 000	0	4, 027, 320	80. 53

- (4) 資金予算表における当月収支は7, 080, 486円の黒字で、繰越現金預金残高を加えた翌月への繰越額は1, 119, 588, 709円となっている。
- (5) 検査基準日（令和 6 年 2 月末日）現在の現金預金等の残高を各金融機関の残高証明書等と照合したところ、過誤のないことを確認した。
- (6) 有収率について、大幅な低下が見られた。原因と考えられる漏水箇所の修繕を行ったと報告を受けたため、有収率の改善を確認したい。

下水道事業会計の例月現金出納検査結果

令和6年2月分

検 査 期 日	令和6年3月21日				
検 査 場 所	本庁舎2階 201会議室				
検 査 員	石坂 郁夫 ・ 三俣 実				
1 実施した検査手続 検査の対象となった現金等の出納について、事業の管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金証書、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。					
2 検査の結果 (1) 現金預金突合資料（令和6年2月末日現在）に記載されている金額と各金融機関の預貯金証書等を照合した結果、過誤のないことを確認した。 (2) 試算表と資金予算表に記載された金額は、関係帳簿の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。 (3) 公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る予算（収益的収入支出、資本的収入支出）の執行は、適切に行われているものと認められた。 なお、執行状況は、次表のとおりである。					
公共下水道事業 (単位：円・%)					
区 分		予算現額	当月執行額	執行累計額	執行率
収益的	収 入	264,079,000	25,336,122	159,102,611	60.25
	支 出	203,186,000	1,546,255	49,641,986	24.43
資本的	収 入	336,080,000	11,920,000	189,754,000	56.46
	支 出	397,008,000	11,200,180	200,725,780	50.56
農業集落排水事業 (単位：円・%)					
区 分		予算現額	当月執行額	執行累計額	執行率
収益的	収 入	203,386,000	17,859,230	138,017,085	67.86
	支 出	197,693,000	2,523,878	76,659,680	38.78
資本的	収 入	86,919,000	25,240,000	79,880,000	91.90
	支 出	92,587,000	3,174,121	51,017,801	55.10

- (4) 資金予算表における当月収支は78,209,548円の黒字で、繰越現金預金残高を加えた翌月への繰越額377,835,636円となっている。
- (5) 検査基準日（令和6年2月末日）現在の現金預金等の残高を各金融機関の残高証明書等と照合したところ、過誤のないことを確認した。